

福沢諭吉の華族批判

——その思想的展開と華族門下生の反応について——

小川 原正道

- 一 はしがき
- 二 教育への投資と修学
- 三 軍務への従事
- 四 華族婦郷論
- 五 むすび

一 はしがき

福沢諭吉が勲章、爵位、位階といった栄典を嫌い、生涯これを受けなかったことは、よく知られている。

明治十年の西南戦争後、インフレによって慶應義塾は経営上の危機に陥り、福沢はこれを取り切るため、徳川家や政府に対して資金の借入れを申し入れ、八方奔走してその実現を目指したが、閣内には福沢や、これを応援する大蔵卿大隈重信に批判的な者があり、実現を見なかった。結局、政府は福沢に勲章でも与えてなだめてお

こうということになるのだが、福沢はこれに對し、政府の「失敬」「無力」を批判する書簡を東京府知事の楠本正隆に送り、資金援助の願書を取り下げるとともに、勲章授与の辞退を申し入れた。⁽¹⁾ 明治十二年六月二十日付のその書簡には、次のようにある。

福沢へは勲章云々御話を伺ひ候……若し万々一も左様の事有之候ては老生は無此上迷惑、急度御断申上候間、何卒預め其類の事なき様御含置被下度……今の政府より私え褒賞と申事は、早く明治初年にも有之、其節も散々に御断り候義、即ち今日も同様の心事に付、決して御受けは不致候間、可然御含置被下度為念申上置候⁽²⁾

資金援助をせずに勲章という形だけで済ませようとする政府に對する痛烈な批判だが、同時に、勲章そのものを忌避する明治初年以來のポリシーが見て取れよう。

こうしたスタンスは、生涯一貫していた。明治二十七年に日清戦争が勃発した際、福沢は軍資醸金と呼びかけ、自らも一万円を醸出しているが、これに對する褒賞として勲章が授与されるという風聞がたと、知人に對し、「先づ以て御免を被る積りなり」と語つて笑い飛ばしている。⁽³⁾

明治三十一年に脳溢血で倒れ、一時危篤に陥つた際には、時の大隈重信内閣が授爵の恩典を与えようと企画したが、その旨が福沢家に伝えられると、家族と塾員長老とで相談して辞退することとなり、後に回復した福沢はこれを聞いて、よくも辞退してくれたと喜んだという。⁽⁴⁾

この翌年に刊行された『福翁自伝』でも、「位記などは、王政維新、文明の政治と共にやめそうなことをやめずに、人間の身に妙な金箔を着けるようなことをして、日本国中いらざるところに上下貴賤の区別を立てて、役人と人民と人種の違うような細工をしている」と痛烈に批判し、⁽⁵⁾ やはり晩年に残された『福翁百餘話』でも、「左したる価もなき男が何かの機にて華族となり、又は久しく官員を勤めて位記を貰ひなどしたる者が、世間に交はりて兎角横風なればこそ可笑しけれ……唯政府は爵位の製造所にして、手製の名譽を俗輩の玩弄物に供する

が故に、腐臭に蠅の群集は自然の勢にして、塗師屋の金箔は本地の如何を問はず、朽木も名木と共に一様に光を放て真偽を分たず、遂に一樣に偽物視せらるゝのみ」と皮肉り、『福翁百話』においても、「卓識独立の士と称しながら、人為の爵位勲章などを身に付け、金玉を耀かして揚々自得するが如き、一種の謬惑」に相違ないと痛罵している⁽⁷⁾。福沢にとって爵位や位階とは、「官」が優位に立った上で設けられた、不必要な身分格差の象徴にほかならなかった。大槻文彦の『言海』刊行記念祝宴に際し、その式次第において自らの挨拶が伊藤博文の後に予定されていることに怒り、次第を送ってきた富田鉄之助に「老生ハ伊藤伯ニ尾して賤名を記すを好まず候間、誠ニ恐入候得共、右福沢之名ハ、御取消相成候様奉願候」と返事を出し、「老生ハ文事ニ関し、今の所謂貴顕なるものと伍を成すを好まざる」と言明したことは、ひろく知られている⁽⁸⁾。在野の学者・教育者として生きてきた自らが、「官」の設けた階級構造の中に位置付けられることに、我慢ならなかったにちがいない。

ともあれ、自らの信念として栄典を避け、これを批判することが、すなわち栄典の制度そのものの廃止論に直結するわけではない。筆者はかつて福沢の華族論に若干の検討を加え、最晩年に到るまで、「華族に対する根深い失望と、その利用価値を模索する執念」を維持し続けたと指摘した⁽⁹⁾。坂本多加雄氏も福沢の華族論について、『伝統的なもの』が逸脱し、社会的桎梏となる可能性を十分視野に収めながら、あくまで、それを『理外不可思議の妙法』として積極的に活用するはいかにすばいかなという視点が一貫しているように思われる」と指摘し⁽¹⁰⁾、遠山茂樹氏も「彼の華族論の特徴は、その『帝室論』と同じく、それがもつ社会的効用を国の独立と社会の安寧に利用しようというにあった」とした上で、「福沢の華族利用論の裏側」には華族批判の「底意」があったことに注目している⁽¹¹⁾。福沢の栄典忌避は徹底しており、またその華族批判の舌鋒は鋭く、それは彼等の学力不足や遊蕩に対する危機感や失望によって裏付けられていたが、同時に、財産があるうちに歴史的な名望を生かして教育や軍事、殖産興業に貢献することも求めていたのである⁽¹²⁾。果たして華族は、こうした期待を伴った批判に

応えたのか、否か。明治初期において多くの華族が慶應義塾に学んでいたことを想起するとき、この点に注目しなければならぬが、前稿⁽¹⁴⁾においては十分に論じることができなかった。そこで本稿では、右の前稿での考察を踏まえて、福沢の華族批判の思想的展開について整理した上で、慶應義塾出身の華族に焦点を当て、その思想と行動について検討を加えたい。それは福沢の批判に対する門下生からの応答を読み解く試みになるであろう。

二 教育への投資と修学

福沢諭吉が華族について正面から論じた著作としてまず注目されるのは、明治十年に脱稿した『旧藩情』⁽¹⁵⁾である。同年五月三十日に記された同書の緒言において福沢は、次のように述べている。

華族が様々の仕組を設けて様々の事に財を費し、様々の憂を憂て様々の奇策妙計を運らさんよりも、寧ろ其財の未だ空しく消散せざるに当て、早く銘々の旧藩地に学校を立てなば、数年の後は間接の功を奏して、華族の私の為にも藩地の公共の為にも大なる利益ある可しと。……幸に華族其他有志の目に触れ、為に或は学校設立の念を起こすことあらば幸甚と云ふ可きのみ。

福沢が、華族の資産が消失してしまうと懸念していたこと、その財産が消える前に、学校設立に投じてほしいと期待していたことがわかる。福沢の華族批判は、華族への期待と不可分の関係にあった。同年六月四日付の浜野定四郎宛書簡でも、「今ノ華族が、様々ノ事ニ手を出シ、様々ノ仕組ヲ設ケ、様々ノ奇計妙策ヲ企テ、バンクト云ヒ、会館ト云ヒ、遂ニハ家モ産モ種ナシニスルハ、二十年ヲ出テズ。愚按ニ今日華族ノ金ノ未タ消散セサル其時ニ当テ、旧国邑ニ学校ヲ設立スル様ニ致度」と述べており、華族会館や第十五国立銀行といった「奇策妙計」では華族の資産は二十年以内に雲散霧消すると予測して、これが消散する前に旧領地に学校を設立するよう

期待していた。

華族財産の活用としての学校設立への投資は、すでに福沢の郷里・旧中津藩において実際に試みられていた。すなわち明治四年九月二十日、旧中津藩主・奥平昌邁（明治四年二月慶應義塾入社）が東京府に対し次のように申請し、学校設立のための資金提供と、自らの海外留学の許可を求めたのである。

今や欧州ハ文明開化万国ニ冠トシ治教ノ道ニ随テ盛大殆ント五州ニ卓越スルノ由伝承仕リ知事在職ノ初洋学校開業ノ儀種々苦心罷在候処幸ヒ福沢諭吉小幡篤次郎小幡甚三郎等皆臣カ旧管中津県生国ノ者ニテ篤ク賛成致異粗其体裁モ相立居候事故何卒於中津県下開業為仕度右ニ付テハ是迄下賜候家禄ノ内五分ノ一右学費ノ為永献禄仕度其上ニテ臣昌邁儀ハ未滿弱冠固ヨリ不肖ノ身ニ候得共作不及自費ヲ以洋行仕リ勤学勉勵彼ノ実地ニ慣レ乍聊知識ヲ拡見聞ヲ遂ケ他日鴻恩万分ノ一ヲモ奉報度志願ニ御座候⁽¹⁷⁾

福沢等の協力を得て、宿願であつた洋学校設立のメドが立ったため、これに家禄の五分の一を当てるとともに、自ら洋行して見聞を広げたい、というわけである。この申請に対し、洋行についてはすぐに許可が下りたが、洋学校への資金提供の是非は保留されたため、奥平は「中津県学校取建之儀」は「御維新之今日ニ際会シ最御急務之御事」であり、すでに教師派遣元の慶應義塾や県側の了解も得ているとして、再度許可を願ひ出た。これにより、十月二十八日、家禄奉還は「奇特之儀ニ付被聞食候事」と許可され、さらに「洋学校費に差加工度旨奇特ニ被 思召御聞相成候事」と達せられた。⁽²⁰⁾

かくして明治四年十一月、中津市学校が開設され、その資金には士族の積立金による互助組織・天保義社から拠出された二万両に加えて、奥平家が毎年家禄の五分の一（一千石）を負担することになった。奥平が述べているように、福沢や義塾はこれに積極的に協力し、義塾の学則に従って規則が設けられたほか、福沢が設立趣意書を起草し、組織づくりにも関与している。⁽²¹⁾

同じ月に、すでに許可を得ていた奥平の留学も実現することとなり、これに際して福沢は市学校設立の趣意書を起案し、「余此度独外国に遊学すれども、旧藩内の士民も余が志を助け余が学ぶ所の道を学ばんとするは固より願ふ所」であり、自らにならつて市学校で「旧藩の士族は勿論百姓町人も余が意を体して勉強致し、三五年の後余も亦外国より帰り互に学業上達の上再会致すべき事、今より楽しむ所なり」と呼びかけた。奥平の留学自体、福沢の勧めに従つて実現したものとわれている。⁽²²⁾この前月には明治天皇が勅諭を発し、「華族ハ国民中貴重ノ地位ニ居リ衆庶ノ属目スル所」だとして、国民の模範として「一層勤勉ノ力ヲ致シ率先シテ之ヲ鼓舞セサルヘケンヤ」と呼びかけ、有用な学問を修め、海外へ留学することを求めていた。⁽²³⁾華族の教育への投資や修学を求める福沢の主張は、明治政府の方針とも重なるものだったのである。

かくして中津市学校が発足すると、これは福沢において、華族が学校設立に取り組んだ模範例として記憶されることとなり、『旧藩情』では、「旧藩地に私立の学校を設るは余輩の多年企望する所」であるとして、市学校は「財と労とに報る丈の功をば奏したるものと云ふ可し」と評価し、こうした取り組みは、廃藩置県以来居場所を失い、「自暴自棄」に陥っている士族の「暗黒の夜に一点の星」を示そうとする試みだと述べている。さらに福沢は、中津の藩士社会を支配していた上下間の身分格差を詳細に論じ、この格差を埋めるものは学校教育と結婚であると主張して、格差が埋まらない場合は「騒動」に発展する可能性があると指摘した。まさに「自暴自棄」であり、それは、西南戦争における中津隊の決起という形で、現実のものとなっていた。福沢は六月二日付の鈴木閑雲宛書簡において、中津隊の決起の「原因ハ門閥之残夢なり」と断じ、中津藩で人望のある鈴木に『旧藩情』を読み、「世間之残夢を驚破」するよう促した。⁽²⁴⁾この二日後に浜野に宛てた書簡でも、中津隊の決起を「中津之旧痾再発」「上士と下士と之きしり合ひ」と呼んでいる。⁽²⁵⁾教育と結婚を通じて封建時代の残夢を吹き消し、自暴自棄に走る士族に光を当てたい、と福沢は考えていた。

中津とともに、華族の教育事業への投資の事例として注目されるのが、旧三田藩である。福沢は旧藩主・九鬼隆義と個人的に親密な関係にあり、三田藩時代に洋学校が建設される計画があつた際には、これに多大の関心を寄せていた。明治二年十一月には、九鬼に対して「洋学校御取建相成候ハ、……為人治の小人を導き候よふ、御注意被遊度」と書き送り、「良政府之下ニ立チ、良政府の徳沢を蒙るへき人民」を育成するよう期待している。⁽²⁶⁾ 奥平の場合と同様、華族自身が率先して修学すべきだと考えられており、福沢は翌年一月の九鬼宛書簡において、「人を勧るハ自ら先ンするニ若ず」として、学校設立後は「閣下御自身ニ而読書御勉強奉祈候」と求め、翌月にも「閣下も必ス原書御研究之御義ニ可有御座、呉々も御勉強奉祈候」と強調した。⁽²⁷⁾ 後世に遺すべきなのは教育であつて、財産ではなかつた。福沢は明治六年十月十一日付の九鬼宛書簡で、九鬼等が当時営んでいた貿易業者・志摩三商会の状況について問い合わせた上で、「子孫へハ教育を遺し沢山なり。金は沓銭も遺すニ不及、童ニ無益のミならず、必ス害あるべし」と述べている。⁽²⁸⁾

九鬼等は土地投機によつて資産を増やし、慶應義塾の経営危機に際会した明治十三年や、大学部開設の明治二十二年には、福沢は旧三田藩主徒に寄付を求めている。⁽²⁹⁾ 教育への投資は、慶應義塾の経営と絡む問題でもあつた。明治五年には、私財を投じて慶應義塾初の外国人教師の採用に貢献した旧掛川藩主・太田資美（慶應義塾出身）について、福沢は「空前絶後ノ事ニシテ今ニ至ルマデ社中ノ深く感謝スル所」と讃えている。⁽³⁰⁾ 福沢は九鬼の人格を愛し、明治二十二年十一月二十五日付の旧三田藩主・白洲退蔵宛書簡では、「その性質の美にして君子之風あること、旧大名中曾て見ざる所なるニ悉々して、其家之幸福を全ふせんことを祈るのみ」と述べているが、同時に、当時九鬼が製塩事業に乗り出そうとしているのを「旧痾再発」と表現し、「復タ幾千幾万之損亡なるべし」と懸念を表明していた。⁽³¹⁾ 志摩三商会は、土地投機以外あまり大きな成功を収めず、むしろ石炭や牧畜などの商売は失敗の方がはるかに多かつたといわれており、⁽³²⁾ 製塩事業で失敗を繰り返すことを懸念したものと思われる。福

沢はこれ以外にも、折に触れて九鬼が「事業道楽」に深入りしないよう求めていた。⁽³³⁾ 福沢が華族に求めたのは名望を背景とした教育や地域産業への安定的な投資であり、名望や財産を危険にさらすような投機的な資産運用は望まなかった。⁽³⁴⁾

さらに、従来あまり知られていないが、華族門下生が教育に取り組んだ事例として、旧延岡藩も挙げられる。同藩最後の藩主・内藤政挙は廃藩置県後、明治四年八月二十六日に延岡を離れて上京し、⁽³⁵⁾ 同年十二月末から横浜在留のアメリカ人「バラ」に師事して英学修行を開始、⁽³⁶⁾ 同月には、遊学にあたって「私人交際之都合も有之候二付位記返上仕度」と東京府に申請した。⁽³⁷⁾ 交際のためには位記が障害になるため、これを返上するという思い切った申し出であった。かくして明治五年八月十二日、内藤は慶應義塾に入塾し、同年十一月まで在籍した。⁽³⁸⁾ 在籍期間は短い、これは眼病のため、やむを得ず退学したためだといわれている。⁽³⁹⁾ その後も内藤の教育や義塾への関心は消えなかったらしく、旧藩士たちに義塾への進学を勧め、奨学金を与えて、これを支援した。⁽⁴⁰⁾ 内藤自身も向学心が強かったようで、「内藤家文書」(明治大学博物館所蔵)に収められている内藤家の蔵書目録のうち、義塾退学直後に政挙の手にあつたと思われる「御手許」と題する項目には、福沢の『西洋事情』(慶応二年)や『洋兵明鑑』(明治二年)のほか、『西洋聞見録』(明治二年)、『西国立志編』(明治三年)、『仏国政典』(明治六年)、『理事功程』(明治六年)、⁽⁴¹⁾ 『憲法類編』(明治六年)、『仏国史略』(明治七年)、⁽⁴²⁾ 『西国史略』(明治七年)などが含まれており、内藤が西洋の文化や政治、教育、軍事などに関心をもっていたことを示唆している。内藤は旧藩の教育にも深く携わっており、明治六年には延岡に私立学校として延岡社学が設立され、同八年には亮天社と改称されているが、社学の設立は内藤の意を受けた原時行(元延岡藩家老)等が奔走して実現したものであった。設立費用は内藤家と旧藩有志の寄付によってまかない、維持管理費も内藤家が担ったが、原は学校設立に際して福沢に相談を持ちかけており、その仲介にあつた四屋純三郎をはじめ、教師の多くを義塾出身者が占め、⁽⁴²⁾ 相互の人事交流も盛ん

であった。明治四十年に永井環宮崎県知事が牧野伸顕文相に宛てて提出した「内藤子爵ノ公益事業」と題する内書には、亮天社は「慶應義塾風ニ染ミ、恰モ其支塾タルガ如キ觀ヲ呈シ、学科中殊ニ英語ヲ重ンジ、博物理科等亦原書ヲ以テ教授シ、且慶應義塾トノ連絡ヲ通ジタリ」とあり、実際に、亮天社の卒業生は慶應義塾に無試験で入社できたといわれている。富永壽夫氏は、内藤は福沢の経済社会論に傾倒し、眼病によって退学はしたものの、義塾との関係は維持され、福沢の影響で教育事業や実業に熱心に取り組んだと指摘しているが、自ら財を投じて設立した亮天社が慶應義塾の「支塾」となることは、内藤にとって期待通りの結果であつたにちがいない。⁽⁴³⁾

三 軍務への従事

以上にみたように、華族自身の修学や教育への投資は、福沢の理想であると同時に明治政府の方針であり、中津、三田、延岡ではこれに積極的に応じる姿勢が見て取れた。福沢自身、それぞれの学校建設に深く関わり、これを積極的に評価する一方、華族一般については不信感を強めていく。背景のひとつとなつたのは、慶應義塾に学んだ華族たちの成績不振であつた。

版籍奉還に伴って華族が設置（明治二年六月）されてから、後述する福沢の建白書提出（明治十二年二月）に至るまでの約十年間に、六十四名の華族（諸侯五十八名、公卿六名）が慶應義塾に入社している。⁽⁴⁴⁾それは政府と福沢の期待を受けてのものだったが、しかし、彼等の成績は、福沢を満足させるものではなかったようである。華族門下生中約半数を占めている旧藩主に限っても、最も多く彼らが在籍していた明治五年九月時点（計十四名）で、田村邦栄（旧一関藩主）が第四等、水野忠弘（旧朝日山藩主）と一柳末徳（旧小野藩主）が第五等に入っているのは、みな「等外」の成績であつた。⁽⁴⁵⁾福沢の脳裏には、こうした成績不振という記録と印象が残されたにちがいない。

ない。

かくして明治十二年二月七日、福沢は「華族を武辺に導く⁽⁴⁶⁾の説」と題する建白書を右大臣岩倉具視に提出した。華族はその歴史的な名望を生かして軍事に投資し、また自ら軍人となるべきだと提言するこの建白書は、根深い華族不信に裏付けられていた。福沢は、この建白書において次のように指摘している。

今の華族中に學問を勉強する者甚だ少なからず。……華族は平生の生活豊なるに過ぎ、之がため却て身心の活発力に乏しくして、尋常の學生と鋒を争ふこと能はざる者多きに於てをや。

学力において劣っているならば、華族は何に頼るべきか。それは「尋常の學生」にはない「旧大家」の名望である、と福沢はいう。名望のある華族が軍人となれば、一般庶民から敬慕の念を受け、それは名將の育成につながる。華族の巨額の資産もまた、「護国の資本」として投すべきである、というのが福沢の論旨であった。

この建白は後述するように華族に回覧されたが、同時に、五月十四日付『郵便報知新聞』に杜説として掲載されたことから、世論の注目を集めることとなった。五月十八日付『朝野新聞』には、「福沢君ノ建白書ヲ讀ム」と題する論説(高井俊)が掲載され、福沢の主張が実現すれば民心が卑屈になって自立を失い、封建勢力や腕力が力を得て、民権の発達を妨げると批判している。五月十九日付『東京日日新聞』の論説(国沢会造)も、華族が特権を有しているのは「古来ノ慣習」のためで、「國民タルノ權利ト義務」とは無関係であり、かかる「責任ナキ華族」を軍事に従事させるのは華族の身にとって「甚シキ抑圧」だと難じた。⁽⁴⁷⁾ こうした批判を受けて、福沢はその華族利用論を支えていた華族不信を鮮明にする。すなわち同年七月二十日、野手一郎宛の書簡で福沢は、次のように表明した。

華族を武に導く的一条、何も恐るゝに足らず。今の華族が花柳に戯れ風月に耽るよりも鉄砲にても取扱ひて少しは男子らしく可相成哉と婆心のみ。彼柔弱者に兵權附与したらばとて何程の事のあらん。又僕の考も兵權附与⁽⁴⁸⁾杯申大送なる事

にあらず。一口に申せば、妾を出して馬を買へ、盆栽を売つて鉄砲の修覆でもしろと申位の事なり。若しも人の言ふ事を聞かずに不相替不品行不行状ならば最早堪忍はならぬぞ、華族は地金のつぶし同様に(48)して金を取り揚げて可なり。

学力において劣り、品行や行状にも問題があるとするなら、あとは男らしく軍人になつて「護国」の役割を果たせ、というのが福沢の論理であつたが、その華族は軟弱であり、実際には軍事への貢献にもあまり期待はしていなかつた。右の野手宛書簡は、華族の現状に対する絶望感が表出されている。中津や三田、延岡の事例はたしかに評価すべきものであつたが、それ以上の絶望を、福沢は抱いていたようである。

この前年の九月に刊行された『通俗民権論』においても、福沢は「此華族が今日社会の中に列して著しき權力を得ず、華族の言なりとて特に之を信ずる者もなく、華族の所業なりとて特に之を学ぶ者もなきは何ぞや。畢竟該族の諸君は金力に逞しけれども、他の智力徳力腕力の三者を欠くか、若くばその一、二を欠くの故ならん」と華族に厳しい評価を下して(49)いた。同年十二月には渡辺洪基(当時学習院次長)に対し、門下生の大河内輝剛(旧高崎藩主家)を学習院の教師として採用するよう推薦する書簡を送っているが、そこでは、大河内は語学力や人格、交友関係、体力にすぐれており、教師として立派に通用する人材だが、それは「華族ニは珍しき事」であり、大河内を採用することで「華族中ニも斯る人物あるを知らしめなば、或ハ該族一般之面目、随而学習院之飾ニも可相成哉ニ被存候」と述べて(50)いた。大河内はあくまで「珍しき」存在であり、華族一般については厳しい認識を保持していたことが理解されよう。(51)奥平や九鬼、内藤についても同様に例外的存在と認識されていたと思われる。

さて、福沢からの建白書を受け取つた華族会館長・岩倉具視は、これを華族の各族管長に示して意見を寄せるよう求めた。(52)福沢は建白書とともに岩倉に書簡を送り、これを一読するよう求め、岩倉から読んだ旨が伝えられると、さらに建白書の「写本等ニ而華族衆之御仲間(53)に流布いたし候」よう依頼した。岩倉の下問はこれによって執られた措置だが、岩倉自身、かねて華族が軍務に就かないことを憂いており、下問は華族に「反省」を促す措

置であったといわれている。⁽⁵⁴⁾

この下問に対する華族側の回答として残されているのが、「福沢論吉建言ニ付華族答議」⁽⁵⁵⁾および「福沢論吉建言華族ヲ武辺ニ導ク之答議」⁽⁵⁶⁾と題する史料である。前者は、岩倉の下問を受けて華族会館の幹事・醍醐忠敬が六月十八日付で回答をとりまとめて岩倉と副館長の鍋島直大に提出したものであり、後者は六月二十四日付でやはり醍醐が回答をまとめて岩倉・鍋島に提出したものである。両者に重複する人物がおらず、後者の冒頭で醍醐は「更ニ別紙ノ通り申出候」と述べていることから、後者は前者の追加であることがわかる。前者の冒頭に収録されている「党議摘要」によると、建白書に賛成する回答（賛成）「同意」「精神同意」「異存無之」⁽⁵⁷⁾が十五、反対意見（不同意）「見込難相立」が五十五、「衆公論ニ従フ」「意見無之」「見込無之」が五名となっている。⁽⁵⁸⁾このうち、慶應義塾に在籍した経歴を持つ華族は、菊亭修季、前田利邨、稲葉久通、牧野貞寧、酒井忠匡、酒井忠邦、奥平昌邁の七名で、牧野貞寧のみが意見なしと答え、あとはいずれも反対意見を表明している。一方後者では、「見込無之」が二名、「不同意」が九名で、義塾出身者はいない。

華族はそれぞれの見解を意見書として提出しており、右の二つの史料に収録されているが、まず菊亭の意見を見ると、華族の中でも島津家や毛利家などが旧領地に帰り、士族を率いて対外的な脅威に対抗することには賛同しつつ、華族全体を軍事に従事させることは、それぞれの個性や長所短所を無視することであり、菊亭のような公卿華族は士族の基盤がなく単身で対処するほかない、と苦言を呈している。前田利邨も、「人各々其質ヲ異ニス然ルニ概シテ之ヲ武辺ニ従事セシメントセハ其天稟ノ質ヲ伸ル能ハス亦束縛ノ甚キモノト言ハサルヲ得ス」と、菊亭と同様の立場から異を唱え、華族を軍事に従事させると「強弱ヲ争ヒ各々相敵視シテ自然割拠ノ勢ヲ」なすなど、弊害が大きいと反対した。また稲葉久通は、「華族ノ義務」は軍事に止まらず、学問・文化の発展や政治行政等への参加に求められ、これによって「国民中貴重二位スルノ責任ニ任フヘキ」であると述べ、福沢が「議

行政政ノ事ハ暫ク度外視シテ云々」していることに異を唱えた。酒井忠匡は、福沢の期待する「華族ノ名望」は廢藩置県前に領地の人民を統治していた際に形成されたもので、今後数年のうちには「彼人望ハ自ラ消滅」するにちがいないと主張し、人には軍事、農業、商業など向いている分野があり、これを「今一二強テ此ニ導カハ人皆抑制ニ苦ミ遂ニハ兵事ニ成ル可ラサルナリ」と反論した。酒井忠邦も、郡県制の時代にあつて、旧時代の名望に依存して軍事に従事させるのは「郡県御制度ニ違馳シタル」ものだと主張している。

福沢は建白書の提出にあたり、事前に旧主であつた奥平昌邁にこれを見せていたが、奥平は賛同せず、両者は数回にわたつて議論したものの、まとまらなかつた。奥平は提出した意見書において、「意見合ハス数回異説ヲ陳ヘ反復討論ヲ試ミシガ此一事ニ至テハ到底意見相投スル能ハズシテ已ミヌ」と、この間の経緯を説明している。奥平は、福沢の期待する「名望」が社会的に有効に機能するのは、知識や學術が「未開」の段階においてであり、「人智既ニ煥発シ學塾亦進歩シタル文明ノ世ニハ決シテ其実力ナクシテ之ヲ私スルコト能ハサルナリ」と反論する。さらに奥平は、「人天賦固有ノ自由中至大至重ナル者ハ意向ノ自由ト行為ノ自由ト是ナリ」、すなわち人間には天から自由が与えられており、その中でも思想・行動の自由が最も重要であるにもかかわらず、「自由家ヲ以テ自ラ任シ世人モ亦之ヲ許シタル福沢氏其人ニシテ同族ニ限り如斯説ヲナス」という事実、「旧交アリ且師弟ノ關係」にあるものとして「愕然自失」したという。

右のように、慶應義塾出身の華族たちは、華族を軍事に専念させるべきだという福沢の意見に対し、これは華族個々人の個性や自由を束縛するものであり、華族の従事する分野は軍事に限らず、政治行政や教育・文化などにも及ぶべきであり、「名望」も廢藩置県後の現段階では時代遅れのものである、と反論を加えた。ちょうど彼等の多くが義塾に在籍していた時期に出版された『学問のすゝめ』において、福沢自身が「人は生まれながらにして貴賤貧富の差なし。ただ学問を勤めて物事をよく知る者は貴人となり、無学なる者は貧人となり下人となる

なり」と宣言し、華族も役人も商人も人足も權利において「同等」であると述べていたこと、「人の一身も一国も、天の道理に基づきて不羈自由なるものなれば、もしこの一国の自由を妨げんとする者あらば世界万国を敵とするも恐るるに足らず、この一身の自由を妨げんとする者あらば政府の官吏も憚るに足らず」と、個人の自立・自由の重要性を強調していたこと、そして、義塾社中はその知見を生かして「商売勤めざるべからず、法律議せざるべからず、工業起さざるべからず、農業勤めざるべからず」と呼びかけ、学問や農業、著述、芸術などを選択するのは「本人の心なり、また志なり」としていたことを想起するとき、かかる「自由家」の福沢が華族を軍事に「束縛」する意見を呈したことは、奥平がそうであったように、華族門下生を「愕然自失」させる出来事であったにちがいない。たしかに、華族門下生の成績は悪く、それは福沢の華族批判の基底を形成したけれども、その批判的視座から提出された華族利用論は、図らずも、学力不足と認定された華族自身から、しかも福沢自身の論理によって反駁されたのである。⁽⁶⁰⁾

こうした結果が福沢に届いたかどうかは判然としないが、福沢自身、この建白書において、その華族論を語り終えてはいなかった。前掲の野手宛て書簡では、「文化は大海の如し、清濁細大の河流を容るべし。此の世の□華族も容るべし、士族も容るべし、頑民も良民も一切之を包羅して始めて大仕掛けの文化ならずや」と記し、『民情一新』を読むよう勧めている。⁽⁶¹⁾ この『民情一新』⁽⁶²⁾において福沢は、保革両党による政權交代の必要性を強調し、保守陣営に属する者として「巨万の財産を有する歟、又は左なくも朝夕に不自由なくして安楽に渡世する人」を挙げ、彼等に革新側に対して「必ずしも頑迷ならず」、たとえ対立しても、共に王室を尊重し、「全体の方角を殊にするに非ず、其相互に背馳して争ふ所の点は誠に些細のみ」と、大きな方向性を共有することを求めている。福沢は、こうした「文化」の中に華族も士族も平民も生きるべきだと考え、華族にはよき「保守」たるべきことを求めたわけである。その意味で、彼は長期的には華族の政治参加を期待していたわけであり、軍事に従

事すべきだという建白は、華族の学力不足や生活の腐敗ぶりに対する不満に裏打ちされた、多分に短期・中期的な提案に過ぎなかった、といえよう。野手宛書簡において福沢が、「華族を武辺に導くの説」と『民情一新』を共に紹介しているのは、この両者をもつてはじめて福沢の華族論が成立することを示している。

『民情一新』に対する華族側の反応については定かでないが、建白書ほど明確に華族の役割を示したものではないため、奥平に代表されるように、建白書を見て愕然とし、反論せざるを得なかったのが、明治十二年当時の華族門下生たちであったと思われる。

四 華族帰郷論

建白書提出以降も福沢は、華族に対する期待を伴った批判を発信し続ける。これについては別稿において詳述したため、ここでは、福沢がこの後も一貫して華族の資産消失に対する危機感を叫びつつ、その歴史的名望に期待を寄せ、資産の殖産興業への投資を求め続けたこと、これらを実現すべく『時事新報』が諸侯華族は旧領地に帰郷して殖産興業に投資すべきであると主張したこと、そして、こうした福沢の危機感を支えていたのが、彼自身が担っていた奥平家の家計が火の車であったこと、を指摘しておくにとどめた⁽⁶³⁾。

明治二十一年四月五日付の山口広江宛書簡で福沢は、「奥平の御勝手」は「実に危き次第にして、此ま、に参れば今後十年にして根本を欠くの端を開き、二十年にして皆無の滅亡に至るべきは、火を見るより明なり」と述べ、もし「此儘東京に居れば奥平家は恐れながら皆殺しなり」と主張し、華族全体に対しても「近來東京の奢侈は誠に恐ろしく、余程の氣力ある者にあらざるより以外は、迎も此風潮に反対して家を保つを得ず。況んや無力無胆の華族をや。遠からず滅亡に瀕することならん」と暗い見通しを表明した⁽⁶⁴⁾。福沢は奥平家に学校設立とい

う光を見出し、同時に、財産の消失という影も見て取っていたわけである。⁽⁶⁵⁾

こうした福沢の主張を受け、奥平家は中津へ帰郷することとなり、福沢は「奥平様先づ中津行と相成、是にて御家の寿命も少し延び候事と切に喜⁽⁶⁶⁾」ぶことになる。帰郷当時（明治二十一年）の奥平伯爵家の当主は昌邁の長男・昌恭で、若干十一歳であった。この少年当主の帰郷に際して福沢は書簡を送り、友人のいる東京が恋しくなっても弱音を吐かず、わがままいわず、中津では礼儀正しく人と接し、「奥平の御家を永く堅固に致して、御成長後、立派に御一家を御支配被成度」と諭している。⁽⁶⁷⁾

諸侯華族は帰郷すべきである、という主張は、すでに『時事新報』紙上で二年前から展開されていた。明治十九年五月二十四日付の『時事新報』社説「旧藩主華族は其旧領地に帰住す可し」は、地方における殖産興業が停滞している現状を憂い、民間において「名望財産」を持つものが率先して事業を起こすべきだと主張した上で、次のように華族が果たすべき役割を提案していた。

先づ事に当て錢を費す可き人々を各地方に生ずること肝要なれども我輩は彼の旧藩主より華族と為り目下東京に居住する方々をして各々其旧藩地に帰住せしむること其一方便ならんと信ずるなり。……今日以降各其旧領地に帰住せしめ且つ今の時勢を諭告して地方殖産興業の事に注意せしむること容易なるべし。

名望と財産を有する旧藩主が旧領地に帰り、殖産興業に取り組めば、賛同者を得て事業が成功する可能性があり、少なくとも、東京に生活していることで生じる「無用の奢費は自ら止」むであろう、と社説は主張する。福沢がそれまで抱いてきた華族批判に裏打ちされた華族活用論であり、その意が濃厚に反映されているとみてよからう。⁽⁶⁸⁾

『時事新報』は、同年六月五日付社説「旧藩主華族其領地に帰住するの利益」においても、同じ趣旨の論を展開している。冒頭では、華族が東京に生活していれば、「奢を競ひ豪を闘はし、花柳の遊興、春秋の宴楽、冠婚

葬祭同族の応酬等」の交際費が莫大なものとなり、このままでは十年以内には家計が破綻するであろう、と華族の現状を批判する。その上で社説は、旧領地に帰れば物価が安く交際費も抑えられ、さらに「旧藩主の恩義もあれば、如何で之を粗略にすべき」か、と華族に語りかけ、模範として「貴族の本拠は皆な地方にありと雖ども其位階富有に応じて夫れ夫れの尊敬を受け又其快楽を極むるに於ても毫も差支あるを見ずと云ふ」「英国の貴族」の例を挙げて、旧藩主の帰郷は「殖産興業」といった公的利益のみならず、私的な意味でも得策であり、「諺に云く善ハ急げと我輩は華族諸君が此点に向て其決心を速にせんことを望むものなり」と結んだ。

こうした主張を反映するようにして、明治二十年十月、宮内省達第五号によって、「自今地方ニ就キ産業ニ従事シ或ハ家計ヲ維持スルノ目的ヲ以テ各府県並北海道へ移住セントスルモノハ其事情ヲ具シ貫属換願出ヘシ其目的至当ト認ムルモノハ聞届クヘシ」⁽⁶⁹⁾とされ、諸侯華族が旧領地に帰って産業や家計維持に取り組む道が開かれた。これを受け、先述の奥平昌恭のほか、「公文類聚」で確認できる限りでも、明治二十一年には分部光謙（滋賀県）、久松勝慈（千葉県）、島津忠義（鹿児島県）、島津忠亮（宮崎県）、山内豊景（高知県）、酒井忠篤（山形県）、遠山友悌（岐阜県）、間部詮信（福井県）、奥田直暢（新潟県）、明治二十二年には九鬼隆義（兵庫県）、立花寛治（福岡県）、柳沢保申（奈良県）、牧野貞寧（茨城県）、明治二十三年には細川護久（熊本県）、内藤政挙（宮崎県）、松平忠和（長崎県）、鍋島直彬（佐賀県）が、それぞれ旧領地への貫属換を認められている。⁽⁷⁰⁾これを多いとみるか少ないとみるかは難しいところだが、それまでの福沢や義塾との関係から推して、少なくとも九鬼と内藤の帰郷には、福沢や『時事新報』の影響が強く働いているものと考えられる。

内藤の例を詳しくみてみよう。先述の通り、内藤政挙は義塾退学後、旧藩士の義塾入学や地元での教育事業や実業に取り組みつつ、身は東京に置き、明治九年に宮中勤番を仰せ付けられ、一時職を離れるものの、同十四年に再び宮中伺候を拝命、十八年には青山御所勤番に転じ、二十二年までこれを務めた。⁽⁷¹⁾かくして明治二十三年三

月四日、内藤政拳は内藤政共、増山正治とともに、次のような願書を土方久元宮内大臣に提出している。

私儀宮崎県へ貫属替之特許ヲ蒙リ、日向国東臼杵郡岡富村へ居住仕、専ラ家産ノ事業ニ従事シ、永遠ノ基ヲ固フシ、旧藩士民ノ産業ヲ奨励シ、教育ノ道ヲ謀リ、乍不及、朝恩ノ万分一二モ奉報度志願ニ御座候、仰キ願クハ素志御洞察被成下、貫属替移住ノ願意御聞届被成下度、宗族親族連署ヲ以、此段願奉候也⁽⁷²⁾

この前提には、先述の明治二十年十月の宮内省達第五号が存していたことは、いうまでもない⁽⁷³⁾。内藤はこれを受けて、自ら延岡に帰郷し、産業の発展や教育の振興を決意したわけだが、これまでの内藤と義塾との関係から推して、福沢や『時事新報』の言説の後押しを受けての行動であることは、容易に想像されよう。実際、内藤家の家令を務めた藤田一松は、内藤は退学後もしばしば演説を聞きに義塾を訪れ、『時事新報』に藩主帰郷論が掲載されたのを受けて、延岡の地に帰ることを決心したと証言しており、政拳の遺族の間には現在まで、この帰郷は福沢の華族帰郷論に感銘を受けたためと、経済状況が非常に疲弊し、東京にすることが困難であったためだと伝えられている⁽⁷⁵⁾。奥平家と事情が似ていた。

願書は七月六日付で許可され、同三十一日、実に二十年ぶりに内藤は延岡の地を踏み、さっそく、それまで投資してきた教育事業や実業などにてこ入れすることになる。延岡では、亮天社の設立によって男子教育の目処がついたものの、女子教育の機関がなかったため、内藤や旧藩士の寄付で、明治九年に女児教舎が設立されていた。内藤は八月六日には早くも女児教舎を訪問、翌日には亮天社を訪れて校内を視察したほか、自ら亮天社の社主となり、女児教舎の校主も務めた。文久二年から延岡藩が採掘を再開していた日平銅山の開発も本格的に進められ、成功を収めていく⁽⁷⁶⁾。こうした内藤の取り組みについて前掲の「内藤子爵ノ公益事業」は、「内藤政拳子爵ノ経営ニ係ル事業中主ナルモノ三アリ。銅山、造林、教育即チ是ナリ」と述べ、日平銅山の開発状況、銅山経営のため樹木の伐採を進めたことを受けて開始された造林事業の概要、そして教育事業として私立延岡高等女学校（明

治三十九年設立）、私立延岡女子職業学校（明治三十九年設立）、私立日平尋常高等小学校（明治二十九年設立）などを挙げ、「是等事業ノ為ニ子爵ノ支出シタル金額ハ、明治十年兵乱以前ノ不明分ヲ除キ、其後ノ分ヲ通計スルニ、実に拾参万参千五百三十二円ノ巨額ニ達ス。斯クテ幾千ノ児童及ヒ生徒ヲ教養シテ、地方ノ文化ト国家ノ進運トニ資シ、以テ無上ノ娛樂ト為セリ」と高く評価し、とりわけ「教育ハ全ク博愛奉公ノ心ヨリ出デタル公益事業ナリ」と絶賛している⁽⁷⁷⁾。教育事業や実業への投資は、明治四年以来継承されてきたわけであり、そのかなりの部分は内藤の帰郷後に発展・実現したものであった。亮天社の教員だった小林乾一郎も、内藤家の事業は蓄財のためではなく、人材を育成して公益を図るのが目的だと証言しており、⁽⁷⁸⁾ 実際、帰郷後の内藤はこのほかにも、小学校建築費や道路・橋梁の工事費などを積極的に寄付し、戦争時には従軍者家族の支援や軍需品の寄付などにあたり、賞勲局や宮崎県から褒賞されている⁽⁷⁹⁾。現在でも、内藤は「延岡の母」⁽⁸⁰⁾「延岡振興の父」⁽⁸¹⁾などと呼ばれ、延岡城趾の銅像となって旧領地を見下ろしているが、かかる内藤の積極的な活動と実績は、まさに福沢の意に応えたものといえよう。

先述の藤田一松は亮天社から義塾に学び、のちに両校の教員となっているが、その回想によると、藤田が亮天社にいた明治十年頃は義塾出身の四屋などが教鞭をとっており、「月謝が僅かに三錢で、教科書は全部貸本、貸本料が月五錢であつたと思ふ。兎に角、拾錢にもならぬ納金で中等科の修業が出来たのは、内藤家の恩恵あつてこそ出来た仕事である。郷里有英事業に対する内藤家の功績や偉大なるものといはねばならぬ」というのが藤田の実感であった。亮天社は中津市学校と同じく、学校建設事業への投資という福沢の華族への期待が、義塾の支援を受けながら実現した事例といえよう。藤田は四屋の斡旋によって明治十七年に「貸費生」⁽⁸²⁾として亮天社から慶應義塾に入社することになった。藤田ははじめて福沢と会ったときの様子を、次のように語っている。

慶應義塾に入社する学生は、必ず一度は、先づ福沢先生の御宅に伺って先生に面会する習慣で、余も其の例に洩れず始めて先生の御宅に伺った時、羽織着流しの無造作の御容態で、たしか、煙草盆を掲げて出て来られた用に覚ゆる。にことにこの座につかれ、色々話をされたが、其の話の中には、「延岡には、内藤の銅山がある筈だが、月々幾噸位発掘する、か」とか「高千穂といふ村には唐黍を常食としてゐる所がある。米の生産はどうだ」とか、沢山の質問を浴びせられ、自分よりも先生の方が何もかも詳しいので、密かに冷や汗を流した⁽⁸³⁾。

福沢が延岡の事情に詳しくかったのは、義塾から亮天社に赴いていた四屋等からの情報や、原時行との親交のためであろう。内藤の取り組みは、福沢のもとに届いていたわけである。明治十二年八月二十五日付の原宛書簡で福沢は、「四屋杯の話にて御動静をば詳にせり」と述べており、原自身も福沢に私淑し、上京の折には必ず福沢のもとを訪れるなど、親交が深かった。藤田の入社に際しても、原は藤田に、「福翁へ君のことをよろしく頼むと言つてある」と述べたという⁽⁸⁴⁾。『福沢諭吉書簡集』には、福沢の原宛書簡が六通取められており、相互の訪問や揮毫の依頼、近況報告、著書の謹呈、交詢社への入会勧誘の依頼、といった交流の様子を伝えている⁽⁸⁷⁾。藤田は義塾の教員となった後、帰郷して亮天社の教師を勤めることとなるが、その際に福沢から原宛ての書簡（明治十九年九月八日付）を預かっており、そこには「今回藤田生の帰国は可惜存候得共、是も無致方」として、「出京出来場合もあらば御差出被下度、後年の壮年は都会に居り、見当り次第好き仕事に取付候方得策と奉存候」と記されていた⁽⁸⁸⁾。福沢が藤田を高く評価していたことがわかるが、実際、藤田はその後福沢の薦めで三井呉服店に入り、三越の役員や内藤家の家令などを歴任することとなる⁽⁸⁹⁾。

なお、原時行が没してまもなく作成されたと思われる「原時行翁事蹟⁽⁹⁰⁾」と題する史料が原の遺族のもとに遺されており、原の教育に対する態度や亮天社設立について次のように記されている。新史料と思われるので、長文だが、次に引用しておきたい。

翁ハ夙ニ学事ヲ振起シ子弟ヲ養成スルヲ以テ己ガ任ト為シ躬劇職ニ在リト雖トモ常ニ学館ニ臨テ教官ヲ督励シテ之カ
 拡張ヲ計リ又旧藩子弟ニシテ其才能アルモノ自ラ官ニ請テ其資ヲ給シ都下遊学セシメ以テ後進子弟ヲ誘導セリ故ニ今日
 世ニ立テ事ヲ処スルノ多クハ翁ノ薰陶ニ出テサルハナシ

要ニ翁カ闔郷ノ為メ教育ニ尽瘁セル一判ヲ拳レハ杜学ノ設立是レナリ初メ旧藩ノ内設立シタル学館アリ廢藩後尚ホ官
 学トシテ旧藩子弟ヲ教育シタリ然ルニ明治五年文部省布告ニ依リ廢止セラレタルヲ以テ闔郷子弟頓ニ就学ノ途ヲ失ス翁
 之ヲ憂テ旧藩参事等ト謀リテ学資若干ヲ得六年癸酉一月杜学ト称スル私立学校ヲ立テ自ラ教師トナリ率先シテ学事ノ隆
 隆ヲ図ル……八年亥一月杜学ニ復シ始テ亮天杜ト改ム以來幾多ノ星霜ヲ経ルモ純然タル私立学校タリ旧藩主ノ帰郷セラ
 ルルニ及テ終ニ其管理ニ帰シ更ニ学資ヲ増加シテ外国教師ヲ迎フル等着々其歩ヲ進メ目下旧藩子弟ヲ収容シテ中学校教
 育ヲ授クルニ至レリ

これにより、原が教育を重視し、延岡杜学を興したこと、さらに、帰郷後の内藤は自ら亮天杜を主管し、外国
 人教師の採用を実現したこと、などが確認される。原は晩年、内藤家の顧問となって銅山開発に従事するが、教
 育を重んじる姿勢は変わることなく、例えば日清戦争の際には養子の民次郎に対し、「朝鮮ヲ助ケ支那ト戦フ上。
 我軍ノ勝ツハ必定ナレハ。日本国丈テハナク。次第二。広ク」なる以上、「英語英文ハ益々必用ニ相成候間。成
 ルヘク御心掛可候」と書き送っている。⁽⁹⁾

福沢と原との交際が深かったことは先述の通りであり、右の「原時行翁事蹟」も、「旧主ヲ重シテ郷里ニ切ナ
 ル概ネ如此後数年再ヒ上京スルニ及テ福沢小幡三浦等諸名士ノ門ニ出入シ」と述べている。こうした良好な関係
 を実現・維持させたものが、原や四屋を通じて知っていた延岡の各種事業に対する積極的評価であったことは、
 容易に推測される。「にこにこと座に」着き、藤田に延岡の事業について次々と質問を浴びせた福沢の姿には、
 こうした評価が現れているといえよう。

五 むすび

『時事新報』は、華族帰郷論の提示以降も、華族や爵位の活用論を捨てなかったが、その批判的論調は、より強まっていった。

たとえば、明治二十年五月二十八日付社説「日本の華族」は、華族が帝室の藩屏として地位や財産を活用し、「国家無二の重宝」として機能してほしいという期待の実現は難しく、「時に又絶念もしたる事あり」と告白した上で、「新華族の人々丈けも相変わらず政治上に社会上に故の元気を喪はずして世故人情をも忘却せず兼て帝室に藩屏して」ほしいと期待した。

帝国議会開会を目前に控えた明治二十二年四月十六日、『時事新報』は社説「華族と士族」を掲げ、華族を「全く封建時代の遺物」と断じた上で、その資産を窮乏している士族の救恤に当てるべきだと述べ、同年五月二十五日付社説「華族に告ぐ」でも、華族の非常識なふるまいや散財の可能性に懸念を示し、「華族の運命は之れより以降唯下へ下へと傾くのみ」と「予言」した。福沢の失望がいかに根深いものであったかがうかがえよう。この失望と予言は、福沢をして「華族を武辺に導くの説」を書かせた、あの絶望感の延長に位置していた。⁽⁹²⁾

しかしまた、絶望感を抱きながらも、なお華族の廃止は主張せず、その活用を論じ続けたところに、福沢の華族論の特色がある。明治二十三年一月三日付『時事新報』社説「華族の財産」は、華族財産の投資先として鉄道事業を挙げ、これは土地の運用や公債の売買に比して安定的だと述べていた。我々は、投機的な投資には慎重な姿勢を示した福沢の立場を、ここでも確認することができる。この社説は福沢の意を受けて掲載されたもので、一月八日付の中上川彦次郎宛の書簡で福沢は、「本月三日之説二鉄道株之利を説きたる処」、「或る豪商」が鉄道株購入について相談をしてきたと述べている。⁽⁹³⁾

帝國議會が開会し、貴族院がその機能を發揮しはじめると、『時事新報』はこれに期待する論説を掲げている。明治二十四年三月五日付同紙社説は、予算審議において衆議院が混乱したことを受け、「衆議院の体たらくを見るに……急激の極端を免れざるは我輩の屢々論弁したる如くなれば、貴族院中思慮熟練ある人々が勿々これを看過せずして十分に審議を尽すべしと云ふは誠に相当の事」であるとして、「衆議院の騒々しきに反し貴族院中には穩当着実の説多くしてその挙動も自から大人らしきが故に人望の帰する所は彼に非ずして此に在り」と評価している。社説はかかる状態を憂い、下院こそが国会の実権を握って責任を果たすべきだと主張するのだが、右のような貴族院への一定の評価は、『民情一新』における「保守」陣営への期待の延長線上にあるものとして、注目されよう。

こうした「保守」への期待はその後も継承され、隈板内閣期の明治三十一年九月二十日付『時事新報』社説「貴族院議員の本身」は、政党内閣の誕生によつて政府は「非常に得意の最中なれば或は其多数を頼み興に乗じて如何なる熱を逞しうするやも図る可らず」と懸念を表明し、「貴院たるものは中正の説を執て之に反対し極端の弊を戒しめてその熱を緩和せざる可らず」と求めた。期待は常に現状批判に裏打ちされており、この社説も、実際の貴族院議員の多くは殖産興業に無関心あるいは無関係で、華族は貧民の労苦によつて衣食する「一種の厄介者」「虫害」であると痛論しつつ、「その名望榮譽を利用して之を緩和するの効用なきに非ず」として、その自分の完遂を求めていた。栄典の利用論は同年七月二十九日の社説「爵位勲章の用不要」でも展開されており、文官に対する爵位・勲章の授与は「無用」としつつ、軍人については、その「義勇心を奨励」させる上で「必要」だと論じている。⁹⁴ 福沢晩年の明治三十三年三月二十四日付社説「爵位の利用」は、「位階爵録総て是れ浮雲の如し強ひて人間の階級を区別して何位と云ひ何爵と云ひ人為の名称を附するは恰も犬に首環を嵌め猿に衣裳を着せしむると一般の児戯にして我輩に於ては全く無用と認むる」と酷評しつつも、「世間俗輩の煩惱心を満足せしむ

るには自から必要」であるとして、軍事費や奨学・慈善事業などにあてる富豪からの寄付を引き出すべく、積極的に爵位を与えるべきだと主張していた。福沢はすでに明治十六年の『学問之独立』において、「位階勲章の如き誠に俗中の俗なるものにして、齒牙に留む可きに非ず」としながらも、官立学校を私立学校へと変革した場合、その教員は「日本国中学間の社会に於ては長者先進と称す可き者」となるため、「其人物に相当す可き位階勲章を賜はるは事の当然」だと述べていた。⁽⁹⁵⁾ 福沢は、士族授産や政治の安定、私学教育の発展といった理想を実現するための装置として、自らは忌み嫌った栄典も利用すべきだと考えていたわけである。

同時代の華族批判としては、「階級の特権を返還し顕爵の世襲を廃して単に之を其一代に止め全国民を通じて平等と為すべし」と訴えた板垣退助や、「華士族平民の制を廃して、全て日本市民（シツズン）と称する事」を提言した内村鑑三⁽⁹⁷⁾などが知られているが、あくまで華族制度を存続させた上で、その現状を批判し、あるべき姿を追求し続けたところに、福沢の華族批判の特色がある。それを物語るように、「貴族院議員の本身」は、華族は「撲滅して差支なき筈なれども社会の事は複雑限りなく一見害物の如くにして実際には自から利用の道あるもの少なからず」として、「其名望榮譽を利用」することを求め、「爵位勲章の用不要」は、「政治上に爵位勲章を無用にす可しとは我輩の宿論なれども……絶対に其廃止を唱ふるに非ず」と強調している。

華族批判を展開せしめたのが、華族の学問習得や財産保存に関する根深い不自信であったことは、いうまでもない。同時に、その廃止を求めず、存続と活用を唱えたところには、福沢なりのリアリズムが読み取れるとともに、華族に対する一定の評価が影響していた可能性が高い。華族社会のマジオリティはたしかに批判すべき現状にあったけれども、産業振興や家計維持のため旧領地に帰郷した諸侯華族は少なくなく、特に内藤政挙は位記返上を申し出た上に、慶應義塾を模した学校の建設に取り組み、福沢の意を受けて帰郷した後は、自らこれを主導した。延岡で展開されていた各種事業について問いかける福沢は、笑顔だった。奥平家の帰郷や教育事業を主導

し、九鬼隆義に教育事業への関与を求め、華族自身に率先して修学に取り組むよう求めたのは福沢自身であった。大河内輝剛のような優秀な人材は華族の面目を改める新鮮な印象を与え、外国人教師採用のために禄を投じた太田資美に、福沢は感激した。

右のような「実績」がある程度継続的に耳に入ってきたことで、福沢や『時事新報』は深い「絶念」の淵から救いあげられ、批判に裏打ちされた利用論へと、その華族論を展開させていったものと思われる。財政的・精神的後見役として奥平伯爵家を守り、これに仕え、存続させるという立場⁽⁹⁹⁾から、華族制度の撤廃は踏み込みがたい領域であつたにちがいない。

いずれにせよ、華族の歴史的名望を重んじる以上、福沢の視線が皇室へと向けられるのは、当然のことであつた。明治二十一年に発表した『尊王論』⁽¹⁰⁰⁾において福沢は、日本の帝室が尊崇される所以として「日本国内無数の家族の中に就て最も古く、其起源を国の開闢と共にして」来た点を重視し、「政治は一時政府の政治にして、帝室は万世日本国の帝室なり帝室の神聖は政治社外の高所に止」まり、政権交代に左右されない「無偏無党の地位」に止まるよう求めた。その意味で、華族論と帝室論の關係は興味深いテーマだが、もはや紙数も尽きたため、これについては稿を改めて論じたい。

- (1) 富田正文『考証 福沢諭吉』下(岩波書店、平成四年)、四七四―四七六頁。
- (2) 慶應義塾編『福沢諭吉書簡集』第二卷(岩波書店、平成一三年)、二一六―二一八頁。
- (3) 『時事新報』(明治三〇年八月二二日付)。
- (4) 石河幹明『福沢諭吉伝』第一卷(岩波書店、昭和七年)、五七九―五八〇頁。
- (5) 福沢諭吉『新訂 福翁自伝』(岩波文庫、昭和五三年)、二九三頁。
- (6) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第六卷(岩波書店、昭和四五年)、四一七頁。

- (7) 前掲『福沢諭吉全集』第六卷、一三四頁。
- (8) 慶應義塾編『福沢諭吉書簡集』第七卷(岩波書店、平成一四年)、八六―八八頁。
- (9) 拙稿「福沢諭吉の華族論」(寺崎修編『福沢諭吉の思想と近代化構想』慶應義塾大学出版会、平成二〇年、所収)、参照。
- (10) 坂本多加雄「解説」(坂本多加雄編『福沢諭吉著作集』第九卷、慶應義塾大学出版会、平成一四年)、三一―二頁。
- (11) 遠山茂樹「解説」(遠山茂樹校注『天皇と華族(日本近代思想体系2)』岩波書店、昭和六三年)、五三八頁。浅見雅男氏も、「福沢は元大名、公家などの持つ非合理的な『名望』の活用を、もっと広い範囲で見出していた。要するに、日本に近代的な文明社会をきずくためには前近代的なものの活用が不可欠であり、それをいたずらに排斥してはならないと考えた」と指摘している(浅見雅男「華族にならなかった福沢諭吉」『歴史と旅』第二七巻六号、平成二年四月号、一二八頁)。
- (12) 前掲「福沢諭吉の華族論」、参照。
- (13) 拙稿「初期慶應義塾における旧藩主―廃藩置県後の入社をめぐる」(『福沢諭吉年鑑』第三〇号、平成一五年一月)。
- (14) 前掲「福沢諭吉の華族論」。
- (15) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第七卷(岩波書店、昭和四五年)、二六三―二八〇頁。
- (16) 前掲『福沢諭吉書簡集』第二巻、一八頁。
- (17) 「華族奥平昌邁海外ニ留学附帰朝」(『太政類典』第二編・明治四年〜明治一〇年・第二四八巻・学制六・生徒三、国立公文書館蔵)。
- (18) 前掲「華族奥平昌邁海外ニ留学附帰朝」。
- (19) 「華族奥平昌邁家禄奉還中津学校へ寄付」(『太政類典』第二編・明治四年〜明治一〇・第三一九巻・理財三九・禄制四、国立公文書館蔵)。
- (20) 「華族家記・奥平昌邁 自慶応三年一月至明治六年二月」(国立公文書館蔵)。
- (21) 慶應義塾編『福沢諭吉書簡集』第一巻(岩波書店、平成一三年)、三八六頁。中津市学校について詳しくは、西

澤直子「中津市学校に関する考察」(『近代日本研究』一六、平成一二年)等、参照。

(22) 石河幹明『福沢諭吉伝』第二卷(岩波書店、昭和七年)、一〇六一—一〇九頁。

(23) 『明治天皇紀』第二(吉川弘文館、昭和四四年)、五六五—五六六頁。

(24) 前掲『福沢諭吉書簡集』第二卷、一五一—一七頁。

(25) 前掲『福沢諭吉書簡集』第二卷、一七頁。

(26) 前掲『福沢諭吉書簡集』第一卷、一五〇、三九三頁。この洋学校は実現しないが、福沢自身は、中津市学校のよ
うな成果、すなわち開明派主従の資金による私塾の設立を期待していたようである(詳しくは、小室正紀「九鬼隆
義・白洲退蔵・沢茂吉―開明派旧藩主とその周辺―」『三田評論』一〇八八号、平成一八年三月、六〇—六一頁)。それ
だけに、明治三年に学校設立が頓挫したと聞いた福沢は落胆し、九鬼に宛てて「学校も云々之故障、思召通り行はれ
兼候よし。御残念之段実に御察申上候。独り三田御藩之為メ可惜二あらず、天下之大不幸なり」と述べ、岩倉具視と
面会した際には自ら相談を持ちかけている(前掲『福沢諭吉書簡集』第一卷、一七三—一八四頁)。

(27) 前掲『福沢諭吉書簡集』第一卷、一五六—一六一頁。

(28) 前掲『福沢諭吉書簡集』第一卷、二七六—二七七頁。

(29) 前掲『福沢諭吉書簡集』第一卷、三九二—三九三頁。本文で後述する大河内輝剛も、義塾の経営維持のため、明
治一六年に六〇〇円を納めている(『慶應義塾編『慶應義塾百年史』上巻、慶應義塾、昭和三三年、七六六頁)。後年
になっても、義塾経営のために華族に協力を求める例はみられており、大正一二年に林毅陸が塾長となった際には、
林が内藤政挙に書簡を送り、塾長就任の挨拶とともに、関東大震災からの復興にあたつて発行されていた塾債の引き
受けについて「特にご配慮相願度」と述べ、「貴下に於て貴地三田会員其他一般同窓者にも右の趣旨徹底する様御取
計被下ご協力の上募債成功の為御尽力被成下候様特に御依頼申上候」と依頼している(『内藤家文書近代史料』明治
大学博物館蔵)。本文後述の通り、旧延岡藩主の内藤は義塾出身で教育熱心な実業家であり、義塾側も、現地での塾
員の取りまとめ役を期待していたことが理解されよう。なお、「内藤家文書近代史料」は、後掲の「内藤家文書」(明
治大学博物館蔵)の目録に収録されていない、廃藩置県以降に内藤家で作成された文書群であり、平成一七年から調
査が開始され、現在、仮目録がまとめられている(落合弘樹・日比佳代子・鈴木拳「内藤家文書近代史料」の調査

にあたつて」『明治大学博物館研究報告』第一号、平成一八年三月、三一八頁。

(30) 「慶應義塾紀事」(慶應義塾編『福沢諭吉全集』第一九卷、岩波書店、昭和四六年)、四一六頁。詳しくは、拙稿「慶應義塾初の外国人教師採用について―旧掛川藩主太田資美の事蹟」(『福沢手帖』第一一三号、平成一四年六月)、参照。

(31) 慶應義塾編『福沢諭吉書簡集』第六卷(岩波書店、平成一四年)、二〇二―二〇四頁。

(32) 前掲『福沢諭吉書簡集』第一卷、三九三頁、西澤直子「九鬼隆義宛未発表書翰をめぐって」(『福沢手帖』平成八年六月)、五頁。

(33) 前掲「九鬼隆義・白州退蔵・沢茂吉」、六二頁。九鬼と福沢との関係については、前掲「九鬼隆義宛未発表書翰をめぐって」、坂井達朗「早矢仕有的と九鬼隆義―福沢をめぐる人脈」(『學鐙』九八巻一号、平成一三年一月)、岸田達男「福沢書翰にみる摂州三田主従―白州退蔵を中心として」(『福沢手帖』八一号、平成六年六月)、岸田達男「福沢諭吉と摂州三田―旧三田藩主九鬼隆義を中心に」(『福沢手帖』七七号、平成五年六月)、富田正文「九鬼隆義宛福沢書翰―新資料紹介」(『福沢手帖』九号、昭和五一年三月)など、参照。

(34) 福沢は明治三年二月、九鬼宛の書簡に早矢仕有的から受けた書簡を同封しているが、「早矢仕はこの書簡で自分が目指している商法、すなわち当時流通していた各種の不換紙幣を操作して、投機的な虚利を狙うことをせず、買う人の喜びを願って無形の利益を得ようとする、着実な経営方針を明らかにしている。福沢がわざわざこれを同封して九鬼に見せたのは、こうした早矢仕の経営態度を高く評価し、それを商法の模範として九鬼にも理解させようと考えたからであろう」と指摘されている(前掲「早矢仕有的と九鬼隆義」、九一―一〇頁)。

(35) 「日記 内藤政義自筆」(『内藤家文書』明治大学博物館所蔵)。

(36) 内藤政挙の養父・政挙の日記の明治四年一二月二六日条には、「従五位洋学修住一昨日願濟二付明日横浜ニ出立之旨」とあり、教師に「米人バラ」とある(前掲「日記 内藤政義自筆」)。

(37) 「華族家記・内藤政挙 自明治四年正月至同六年三月」(国立公文書館蔵)。

(38) 慶應義塾福沢研究センター『慶應義塾入社帳』第一巻(慶應義塾、昭和六一年)、五三八頁、「慶應義塾学業勤惰表」(慶應義塾福沢研究センター編「福沢関係文書」、前掲「華族家記・内藤政挙」)。内藤の義塾入社はバラが「休

業」したためであった。明治五年八月、内藤はバラが「休業」となったため、「今般更ニ福沢諭吉慶應義塾へ入学仕候」と東京府に届け出ている（前掲『華族家記・内藤政挙』）。なお、この「バラ」とは、米国改革派協会から派遣された宣教師 James Hamilton Ballagh (1832-1920) のことで、文久三年から横浜居留地で英語を教授していた。福沢も一定の評価を与えていたようで、明治五年二月には、高島学校がバラを招聘するにあたって、その教員・海老名晋等に対し「バラ先生可被参様、略相談相調候よし、これハ誠に最上之事ニ可有之」と書き送っている（前掲『福沢諭吉書簡集』第一巻、二一八―二二〇頁）。かかる評価を与えていたバラのもとで学んでいたという経歴は、内藤の義塾入社にとってプラスに働いたものと思われる。

(39) 市山幸作『延岡の父内藤政挙公』（内藤政挙公銅像復元会、平成四年）、九頁。なお、内藤政挙の末子・内藤政恒氏は、「私が曾て父政挙より直接聞いたところによると、幼少のころ、吹矢をして遊んでいるうち、誤ってその矢が一方の眼に命中したという。この不慮の事故とこの眼病とは密接な関係があるものと推測される」という（内藤政恒『内藤政挙伝』内藤政道、昭和五一年、一四二頁）。

(40) 前掲『延岡の父内藤政挙公』、九頁。

(41) 「書籍目録」（「内藤家文書」明治大学博物館所蔵）。

(42) 「明治二三年以前における慶應義塾出身教職員の分布状況」（慶應義塾編『慶應義塾百年史』付録、慶應義塾、昭和四年）、一八七頁。

(43) 富永壽夫編『亮天社の概況と周辺』（亮天社出版委員会、昭和六一年）、一五四―一五九頁、延岡高校百年史委員会編『延岡高校百年史』延岡高校同窓会、平成二二年）、一〇―一二、一一六―一一六五頁、慶應義塾編『福沢諭吉書簡集』第五巻（岩波書店、平成一四年）、三七八頁。なお、この「内藤子爵ノ公益事業」は内藤家側でまとめたものらしく、「内藤家文書」（明治大学博物館所蔵）には明治四〇年一月二三日付で作成された「内藤子爵ノ公益事業」と題する史料がおさめられており、ここに記された教育事業関連の記述は、そのまま文相提出版に反映されている。「内藤家文書近代史料」（明治大学博物館蔵）所収の「東京御用状」にも延岡社学の「立科大意」の写などが収録されている。

(44) 慶應義塾福沢研究センター『慶應義塾入社帳』第一巻・第二巻（慶應義塾、昭和六一年）、参照。

- (45) 前掲「慶應義塾学業勤惰表」。
- (46) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第二〇巻（岩波書店、昭和四六年）、一九六一二〇二頁。
- (47) 前掲『天皇と華族』、三七〇―三七七、五三八頁。
- (48) 前掲『福沢諭吉書簡集』第二巻、二二四頁。
- (49) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第四巻（岩波書店、昭和四五年）、五九六頁。
- (50) 前掲『福沢諭吉書簡集』第二巻、二二五―二二六頁。
- (51) 福沢は大河内を高く評価しており、明治二年一月七日には、塾監局に備え付けられた落書き帳（『道聴余説』）に記した漢詩において、「二哲御真影」と記された箱に大河内と桐野弘の写真があったと前書きした上で、「慶應義塾に幾千哲あり／二哲は定めて知る哲中の哲なるを／他日東西に手を分つのに／大声耳を轟かすは是れいづれの哲ぞ」と詠んでいる（富田正文『福沢諭吉の漢詩三五講』福沢諭吉協会、平成六年、一〇八―一一一頁）。
- (52) 霞会館華族資料調査委員会編『華族会館誌』上巻（霞会館、昭和六一年）、二七〇頁。
- (53) 前掲『福沢諭吉書簡集』第二巻、一五三―一六五頁。
- (54) 浅見雅男「華族は貴族か―底辺の華族たち」（園田英弘編『逆欠如の日本生活文化』思文閣出版、平成一七年、所収）、二七頁。
- (55) 「諸雑公文書」（国立公文書館蔵）。
- (56) 「岩倉具視関係文書」（内閣文庫蔵）。
- (57) 中野目徹『近代史料学の射程』（弘文堂、平成二年）、一五四―一五八頁。
- (58) ただし、「総代」として提出している例があるため、実際には一〇〇名以上の意見が集められている（前掲『近代史料学の射程』、一六二頁）。
- (59) 福沢諭吉『学問のすゝめ』（岩波文庫、昭和六〇年）、一二―一四七頁。
- (60) もっとも、九鬼隆義は福沢の建白に全面的に賛成する立場をとり、「始メテ題目ヲ得テ大ニ喜悦」したとして、華族を軍務に従事させれば「政府治財上ニ不拘シテ福沢氏ノ論スル所ノ如ク強兵ノ一端ヲ補ケ得テ外国ト事故アルノ際ニ当ニテハ必其功ヲ為スモノアラン」と述べた（前掲「福沢諭吉建言ニ付華族答議」）。

- (61) 前掲『福沢諭吉書簡集』第二巻、二二四—二二五頁。
- (62) 慶應義塾編『福沢諭吉全集』第五巻（岩波書店、昭和四五年）、一三一—一六二頁。
- (63) 詳しくは前掲『福沢諭吉の華族論』、参照。奥平家の資産運用と福沢との関係については、西澤直子「奥平家の資産運用と福沢諭吉」（『近代日本研究』第一巻、平成三年三月）に詳しい。
- (64) 前掲『福沢諭吉書簡集』第六巻、六—七頁。
- (65) この観点からすると、財産保護のために儉約に努め、教育事業への出費も控えてしまうような姿勢は、許されるものではなかった。福沢が『民間経済録』二編において、「貴族の家の改革とは平生の奢侈と不取締との末に費用の増加したるを見て俄に驚き、例の如く幾年の儉約を家内に公告したる事ならん。然るにこの災難又改革に就てその差響の直に教育上に及ぶは何ぞや」と問題提起し、かかる「理財に穎敏にして教育に遅鈍」な態度を改めて、「自から天下教育の模範と為りて普く人民幸福の一助たる可きなり」と述べたのは、このためである（前掲『福沢諭吉全集』第四巻、三五二—三五三頁）。
- (66) 明治二二年五月一日付福沢・猪飼麻次郎宛書簡（前掲『福沢諭吉書簡集』第六巻、一—三頁）。
- (67) 明治二二年五月一日付福沢・奥平九八郎（昌恭）宛書簡（前掲『福沢諭吉書簡集』第六巻、一四—一五頁）。
- (68) 明治一八年に時事新報社に入った石河幹明によると、当時の社長は中上川彦次郎（明治二〇年五月まで在任）であり、社説については自ら起草するか、社員に起草させたものを校訂し、「之を福沢先生に呈出して其検閲を乞ひ、先生より還附さるゝときは之に仮名を付けて編輯に附するを例」としていたという（石河幹明『福沢諭吉伝』第三巻、昭和七年、岩波書店、二四—二四三頁）。
- (69) 内閣官報局編『法令全書』（明治二〇年・下巻）、一二七頁。
- (70) 「公文類聚・第二編・明治二二年・第六巻・儀制・朝儀・礼式・服制・徽章・族爵・種族・爵位・勲等」「公文類聚・第一三編・明治二二年・第六巻・族爵・種族・勲等・宮廷・内廷・宮殿・行幸行啓附・雜載」「公文類聚・第一四編・明治二三年・第二巻・儀制・朝儀・礼式・服制・徽章・音楽・族爵・種族・勲等」（国立公文書館蔵）。
- (71) 「従三位子爵内藤政挙調書」（『諸雜公文書』国立公文書館蔵）、「内藤政挙宮中祇候被命ノ件」（『公文録』明治一四年・第二二八巻・明治一四年七月・宮内省、国立公文書館蔵）、「従二位子爵内藤政挙公頌德碑」（延岡城趾）碑文。

- (72) 前掲『延岡の父内藤政挙公』、一四四—一四五頁。
- (73) 前掲『内藤政挙伝』、二〇七頁。
- (74) 藤田一松『思ひいづるまま』(延岡新聞社、平成三年)、五三頁、甲斐勇「福沢諭吉と延岡」(『郷土史壇万聞書』第一巻、平成元年)。
- (75) 内藤政挙の令孫・和田幸子氏、長崎澄子氏、千澤忠子氏へのインタビューによる(平成一九年一月二日実施)。これによれば、本文後述の日平銅山の開発や林業が進展するまで、内藤家の経済状況は厳しかったという。三氏には貴重なお話を伺った上、資料も提供していただいた。あつく御礼申し上げたい。
- (76) 前掲『内藤政挙伝』、二〇九—二三三、三〇九—三一〇頁。前掲『延岡の父内藤政挙公』、一〇頁、前掲『延岡高校百年史』、一五、一一六—一一六六頁。日平銅山は明和元年に延岡藩が借り受けて採掘を開始したものの、産銅が少なかったため中断、文久二年に再開した(前掲『内藤政挙伝』、三〇九—三一〇頁。なお、前掲『東京御用状』に合綴されている「明治二三年東京状」には、宮内省宛貫属替願を含めた内藤の延岡帰郷関係書類がまとめられている。
- (77) 前掲『延岡高校百年史』、一一六—一一六六頁。「内藤家文書近代史料」(明治大学博物館蔵)には、「亮天社規則」、「女児教舎規則」、「延岡女学校学則」、「延岡高等女学校学則」のほか、「明治四〇年一月 宮崎県第二部長並二郡長依頼ニ付提出ノ各学校ニ関スル調」中にも亮天社、日平尋常小学校、女児教舎、延岡女学校、延岡高等女学校の沿革、卒業生・生徒数、各学校の経費・支出額、などが記されている。
- (78) 前掲『延岡高校百年史』、一五頁。
- (79) 前掲「従三位子爵内藤政挙調書」。
- (80) 『宮崎の百人』(延岡市立図書館、昭和五八年)、四二頁。
- (81) 前掲『延岡の父内藤政挙公』、一七頁。
- (82) 当時の亮天社の奨学金貸費生制度は、生徒のうち優秀なもの一、二名を選抜して慶應義塾に入学させ、卒業後は亮天社の教員とするもので、学資金の全額が支給された(前掲『延岡高校百年史』、一一六四頁)。
- (83) 前掲『思ひいづるまま』、一二—三八頁。

- (84) 前掲『福沢諭吉書簡集』第二巻、二四〇頁。
- (85) 前掲『思ひいづるまゝ』、五三頁。
- (86) 前掲『福沢諭吉と延岡』。
- (87) 前掲『福沢諭吉書簡集』第二巻、一三五、二四〇—二四一、二五一、二五九頁、第五巻、一〇六、三三二—三三三頁。
- (88) 前掲『福沢諭吉書簡集』第五巻、一〇六頁。
- (89) 前掲『福沢諭吉と延岡』、『思ひいづるまゝ』、五二—五三頁。
- (90) 「原時行翁事蹟」(原圭介氏蔵)。所蔵者の原圭介氏は時行の曾孫で、そのもとには時行関係の書簡、書類などが多く遺されている。今回、その閲覧を許諾していただいたことにあつく御礼申し上げたい。また、資料収集にあたつて尽力してくれた横山寛氏(慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程)にも感謝する次第である。
- (91) 明治二七年九月一二日付、原時行・民次郎宛書簡(原圭介氏蔵)。原圭介氏よれば、民次郎は曾根省吾の次男として生まれ、のち原家の養子に入った。曾根家・原家ともに教育熱心だったようで、民次郎が養子となった際に実兄の曾根篤太郎は、「マイニチ。セイダシテ。シヨモツヲ。ヨムベシ。ガクコウニテ。ヒトノ。シリバカリニ。ツイテイルハ。コノマシカラス」と民次郎に書簡を送っている(同前)。
- (92) この頃の『時事新報』は、社説を担当していた渡辺治の退社に伴い、「老生が老人之執筆、随分骨のれる事に御座候」という状況であつた(明治二二年三月一〇日付、福沢諭吉・日原昌造宛書簡、前掲『福沢諭吉書簡集』第六巻、一一五頁)。
- (93) 前掲『福沢諭吉書簡集』第六巻、二二八頁。福沢は当時、『時事新報』の社説欄については自らが責を負つてゐると自覚しており、「日々万般之記事、社説丈ケハ老生之知る所ニ而、今日までハ其責ニ任す積り」だと述べている(明治二二年二月二五日付田平五郎宛書簡、前掲『福沢諭吉書簡集』第五巻、二一九—二二〇頁)。
- (94) この頃も福沢は『時事新報』の社説に関与しており、明治三一年六月一〇日には石河幹明に対し、「此社説は校正を要せず、御随意に御認可被下候」と指示する書簡を送り、同月二七日には土屋元作に「原稿校正出来候」と原稿を送っている(慶應義塾編『福沢諭吉書簡集』第九巻、岩波書店、平成一五年、三四—三五頁)。

- (95) 前掲『福沢諭吉全集』第五卷、三八四—三八五頁。
- (96) 板垣退助『一代華族論』(社会政策社、明治四五年)、一五頁。
- (97) 道家弘一郎編『内村鑑三全集』第六卷(岩波書店、昭和五五年)、一九九—二〇〇頁。
- (98) 当時の華族批判については、小田部雄次『華族—近代日本貴族の虚像と実像』(中公新書、平成一八年)、一〇三—一六頁など、参照。
- (99) 福沢は奥平家の存続を氣遣い、これに仕える姿勢を保持し続けた。明治一六年に中津の士族結社・天保義社の解散をめぐって士族間に紛糾が生じた際には、鈴木間雲に宛てた書簡において、奥平家が「旧大名らしく御暮し之出来候様にと、一筋ニ存奉候而已」であり、「奥平様之御身代を愛する」立場から、その仲裁にあたつたと述べている(慶應義塾編『福澤諭吉書簡集』第四卷、岩波書店、平成一三年、二七—二九頁)。とりわけ、第六代中津藩主・奥平昌暢の正室・芳蓮院には、旧家臣の礼をもって仕えたといわれている(前掲『福澤諭吉の漢詩三五講』、一六七—一七〇頁)。
- (100) 前掲『福沢諭吉全集』第六卷、三—二九頁。